

平成27年度 火力電源入札募集要綱案からの変更箇所について

1. R F Cでのご提案を踏まえた見直し

利用率低下補正に係る免責規定

※下線部を修正

項 目	要綱案(変更前)	要綱(変更後)
<p>[標準契約書A] 第12条 [標準契約書B] 第13条</p>	<p>8 乙は、乙の責に帰すべき事由により通告電力量の年度累計が第2項に定める年間受給電力量の下限値を下回った場合は、その下回った範囲において甲の発電設備の発電効率の低下に対する補正(以下「利用率低下補正」という。)を行うものとし、その詳細については、甲乙協議のうえ別途定めるものとする。ただし、通告電力量の年度累計が年間受給電力量の下限値を下回った場合で、その下回った電力量のうち、下回った理由が次の各号のいずれかに該当する電力量については、補正の対象外とする。</p> <p>(1)天災地変等やむを得ない事由による場合。</p> <p><u>(2)保安上の危険がある場合。</u></p> <p><u>(3)乙の系統運用上やむを得ない場合。</u></p> <p><u>(4)その他、乙の責に帰すべきことができない事由</u> による場合で、甲が免責を認めた場合。</p>	<p>8 乙は、乙の責に帰すべき事由により通告電力量の年度累計が第2項に定める年間受給電力量の下限値を下回った場合は、その下回った範囲において甲の発電設備の発電効率の低下に対する補正(以下「利用率低下補正」という。)を行うものとし、その詳細については、甲乙協議のうえ別途定めるものとする。ただし、通告電力量の年度累計が年間受給電力量の下限値を下回った場合で、その下回った電力量のうち、下回った理由が次の各号のいずれかに該当する電力量については、補正の対象外とする。</p> <p>(1)天災地変等やむを得ない事由による場合。</p> <p><u>(2)保安上の危険がある場合または乙の系統運用上やむを得ない場合で、乙の責に帰すべきことができない事由による場合。</u></p> <p><u>(3)その他、乙の責に帰すべきことができない事由</u> による場合で、甲が免責を認めた場合。</p>

2. その他の見直し

2-1 入札実施スケジュール

※下線部を修正

項目	要綱案(変更前)		要綱(変更後)	
[要綱P1] 2 入札実施 スケジュール	平成27年3月31日(火)	入札実施の公表 (平成27年度供給計画)	平成27年3月31日(火)	入札実施の公表 (平成27年度供給計画)
	平成27年4月17日(金)	事前説明会、入札要綱案の公表	平成27年4月17日(金)	事前説明会、入札要綱案の公表
	平成27年4月17日(金) ～5月15日(金)	入札要綱案に対する提案募集 (RFC : Request for Comments) の受付期間	平成27年4月17日(金) ～5月15日(金)	入札要綱案に対する提案募集 (RFC : Request for Comments) の受付期間
	<u>平成27年5月下旬</u>	提案内容に対する回答公表	<u>平成27年6月23日(火)</u>	提案内容に対する回答公表
	<u>平成27年6月頃</u>	中立的機関へ入札要綱案を提出		中立的機関へ入札要綱案を提出
	<u>平成27年7月上旬</u>	入札説明会、入札募集開始	<u>平成27年7月28日(火)</u>	入札説明会、入札募集開始
	<u>平成27年10月下旬</u>	入札募集締切	<u>平成27年11月27日(金)</u>	入札募集締切
	<u>平成27年12月下旬</u>	落札候補者の決定 中立的機関へ評価報告書案を 提出	<u>平成28年1月頃</u>	落札候補者の決定 中立的機関へ評価報告書案を 提出
	<u>平成28年1月頃</u>	落札者の決定	<u>平成28年2月頃</u>	落札者の決定
	平成28年4月頃	落札者と電力受給契約の締結	平成28年4月頃	落札者と電力受給契約の締結

2. その他の見直し

2-2 発電設備の運用条件

※下線部を追加

項目	要綱案(変更前)	要綱(変更後)
[要綱P5] 9 発電設備の運用条件	(3) 受給パターンの決定および年間受給電力の通告 ・当社は、発電設備の点検・補修または電力系統の点検、修繕もしくは変更工事により、年間受給電力量の下限値以上の電力の受給を行うことができないと判断した場合は、落札者と協議のうえ、当該下限値を下回る年間受給電力量を通告することができるものといたします。	(3) 受給パターンの決定および年間受給電力の通告 ・当社は、発電設備の点検・補修または電力系統の点検、修繕もしくは変更工事により、年間受給電力量の下限値以上の電力の受給を行うことができないと判断した場合は、落札者と協議のうえ、当該下限値を下回る年間受給電力量を通告することができるものといたします。 <u>この場合、当社は、落札者に対し当該年間受給電力量の通告を行う理由を説明するものといたします。</u>
[標準契約書A] 第12条 [標準契約書B] 第13条	4 第2項の定めにかかわらず、乙は、発電設備の点検・補修または電力系統の点検、修繕もしくは変更工事により、年間受給電力量の下限値以上の電力の受給を行うことができないと判断した場合は、甲と協議のうえ、年間受給電力量の下限値を下回る年間受給電力量を通告することができるものとする。	4 第2項の定めにかかわらず、乙は、発電設備の点検・補修または電力系統の点検、修繕もしくは変更工事により、年間受給電力量の下限値以上の電力の受給を行うことができないと判断した場合は、甲と協議のうえ、年間受給電力量の下限値を下回る年間受給電力量を通告することができるものとする。 <u>この場合、当社は、落札者に対し当該年間受給電力量の通告を行う理由を説明するものとする。</u>